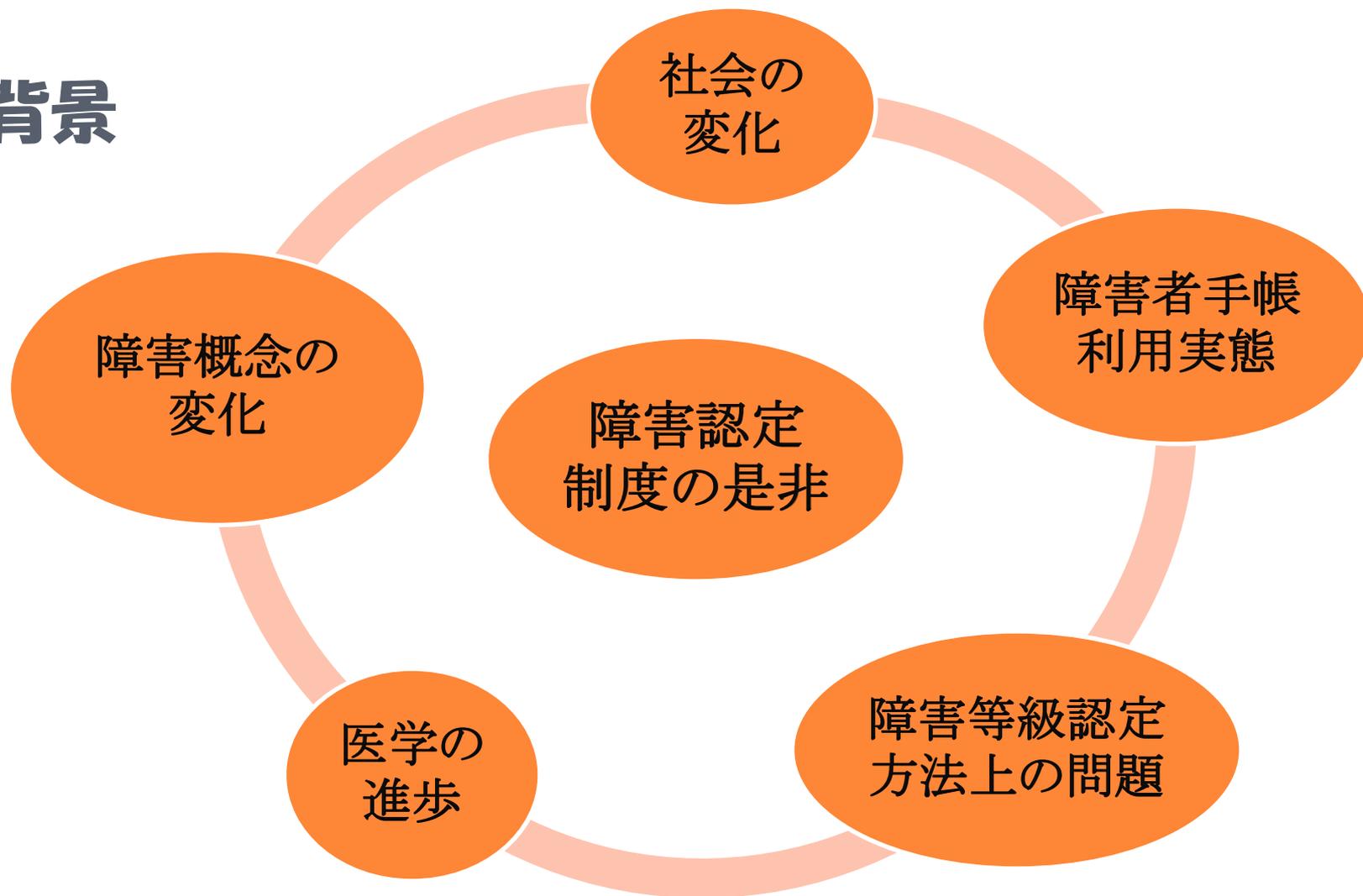


背景



身体障害者福祉法の目的 (障害等級認定基準の理念)

第1条

この法律は、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

第2条

全ての身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるように努めなければならない。

2 全ての身体障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。



身体障害者福祉法における障害認定の問題点

- 認定方法：
昭和24年に定められた判定方法・基準には、時代遅れの点がある。
- 認定対象の拡大：
新たな病態、障害態様への対応
- 機能障害と活動制限の程度の不一致
- 認定のあり方：
身体障害者福祉法における障害認定の目的と手帳所持者の手帳利用目的とが乖離している。
- 当事者：
障害種別間で障害等級に不公平感がある。

障害認定制度の混乱

○ 社会の変化／医学の進歩

- * 高齢社会：生理的過程による障害化→障害を持つ人の範囲
- * 医学の進歩：診断法の進歩、治療法の開発
 - 障害程度の軽減、新たな障害
人工臓器、臓器移植、遷延性意識障害、
高次脳機能障害、盲ろう など

○ 現行制度の機能不全

60年前に作られた身体障害者福祉法により、身体障害者福祉法以外の制度により運用される多種多様な福祉サービスのニーズ判定は困難

障害者自立支援法：

障害程度区分により、ニーズに基づいてサービス利用が決定



障害概念、定義の進化

制度と実態とのギャップの拡大

○ 身体障害者福祉法における障害等級判定:

医学所見 (impairment) 重視から、機能 (活動) 評価を追加

- * 視覚障害、聴覚障害: 機能障害・形態異常を重視
- * 肢体不自由: 基本的ADL制限を裏付ける機能障害・形態異常
- * 内部障害: 日常生活制限を裏付ける生理学的、生化学的データ



○ 国連障害者権利条約:

- * 定義: 医学モデルから社会モデルに
- * 障害当事者のニーズ: 医学的なニーズから、社会的ニーズに
- * 要求: 権利保障に